

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置

監査テーマ 鹿児島県の歳入に関する事務の執行について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中</p> <p>Ⅲ. 各項目における監査結果と監査意見</p> <p>1. 県税</p> <p>(2) ゴルフ場利用税</p> <p>(指摘事項) ゴルフ場利用税調査の報告</p> <p>「ゴルフ場利用税調査票」の様式は、「等級決定用」と「現地調査用」の2種類の様式がある。</p> <p>平成26年度の調査において、ゴルフ場利用税調査票の様式を誤って、「等級決定用」の様式を使っていた地域振興局があった。そのため、調査票に記載すべき「証票の掲示」、「料金表掲示」などの項目についての調査結果の記載内容が漏れていた。</p> <p>なお、調査時に同時に作成されている出張復命書にも調査結果の要約が記載されているが、「証票の掲示」、「料金表掲示」などの項目についての調査結果は記載されていなかった。</p> <p>ゴルフ場利用税の調査の実施の際に鹿児島県税事務処理規程に基づいた様式を使っておらず、規定に準拠した手続きがとられてない。</p> <p>また、調査結果の記載漏れがあると、調査すべき項目が実際に調査されたかどうかの事実確認ができず、調査手続の漏れが生じる可能性がある。</p> <p>今後は、様式の使用誤りがないよう、規程と書類を確認するなど、担当者及び上長によって定期的に検証する必要がある。</p> <p>(6) 法人県民税</p> <p>(指摘事項) 清算法人の法人県民税均等割の負担</p> <p>解散後、残余財産が確定する日までの清算法人に対する法人県民税の課税が適切になされていない事例が見られた。</p> <p>当該法人の解散の日の翌日から残余財産が確定する日までの申告及び納付の必要性について検討されないまま、平成27年6月30日付けで除却処理されている。</p> <p>法人解散後の均等割の納税義務については、「均等割については、その性格からして、清算期間中に現存する事務所、事業所、寮等に限って納付するものであること。」とされている。</p> <p>当該法人は少なくとも不動産を売却した平成26年3月までは、「事務所、事業所」が存在したと考えられることから、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの均等割を納付する義務があったと考えられる。</p> <p>清算期間中の課税の要否について検討されないまま、税務総合システムで「除却」処理することは、無申告と不納付を容認し、地方税法に違反する結果をもたらすこととなり、清算期間中に均等割を納付している他の納税者との公平が害されるという問題がある。</p>	<p>調査目的に沿った所定の様式を用いるよう課税担当者等に周知・徹底を図るとともに、ゴルフ場利用税調査票（現地調査用）の上段余白に回覧押印欄を設け、調査終了後に、上長の確認を得るよう改善した。</p> <p>また、税務事務執行状況調査において、事務改善の取組状況を確認することとした。</p> <p>清算中の法人について、現況等の確認を行うこととした。</p> <p>また、税務事務執行状況調査において、事務改善の取組状況を確認することとした。</p>

清算中の法人については、清算期間中の課税の要否について検討し、事務所の要件を満たさず課税とならない場合については、その判断根拠と処理内容を整理し明記しておくことが必要である。

また、法人から、解散の登記とその法人異動届が提出された場合は、当該清算法人（あるいは関与している税理士など）に対して最低でも均等割の納付義務があることを説明しておくことが有効であると考えられる。

(9) 県税の未済

(指摘事項) 滞納整理

県税滞納者に対する行動については、滞納整理票裏面の「整理事項」に記録する必要があるが、閲覧する中において長期間に渡り活動内容が記録されていないものが見受けられた。

その他財産調査がなされているが差押がなされておらずその判断過程も記されていないケースもあった。

また、本税が完納されている場合、他の滞納者の本税回収に注力することから、延滞金の回収は後回しになっていると思われる案件も散見された。

滞納整理票裏面の「整理事項」が長期間に渡って記載されない場合は、滞納者に対してどのような行動がとられたのかが不明であるため、上長や後任者などが適切な対応を図れないという問題がある。

また、遠隔地であるなどの理由により、滞納者に対して長期間に渡って接触していない場合には、租税債権の回収が著しく困難になるという問題もある。

滞納整理の進行管理については、担当者一人だけに任せるのではなく、組織的な管理体制を整える必要がある。担当者による滞納整理行動の記録を確実にを行うとともに、現在、県税課（納税課）内で行っている滞納整理に係る進行管理会議の実施方法を工夫するなど、上長による検証を通じて常に滞納整理の状況を把握しておく必要がある。

(9) 県税の未済

(指摘事項) 自動車税の延滞金を自動車税課との協議で徴収しないとした事例

自動車税の納税者で、平成20年度の自動車税本税を滞納し、その後分割納付したものの、延滞金3,000円が回収されず、平成26年度において不納欠損処理されている事例があった。

本件は法令に準拠した手続がとられないまま、不納欠損処理されており、不適切な処理である。

延滞金が徴収されないとすれば、納期限までに納付している善良な納税者との公平が保たれず、県の税務行政に対する信頼が失墜する恐れがある。

再発防止のために、滞納整理票の網羅的かつ定期的な上長による査閲の実施と、個々の滞納整理票を誰がいつ査閲したかを一覧できる管理表などシステム面の構築と運用が求められる。

現在実施している滞納整理進行管理会議等の充実に努めるとともに、滞納整理票については、随時、交渉記録等の記載状況を確認し、記録の脱漏については所要の補正に努めることとした（上長による確認及び各担当による補正を実施）。

また、管理者が電算システム画面で滞納整理進捗管理ができるよう、平成28年度において、滞納整理支援システムを構築することとした。

税務事務執行状況調査においては、事務改善の取組状況を確認することとした。

現在実施している滞納整理進行管理会議等の充実に努めるとともに、平成27年度中に不納欠損処理した延滞金に係る再点検を実施した。

また、管理者が電算システム画面で滞納整理進捗管理ができるよう、平成28年度において、滞納整理支援システムを構築することとした。

税務事務執行状況調査においては、事務改善の取組状況を確認することとした。

2. 使用料及び手数料

(3) 道路橋りょう使用料

(指摘事項) 道路占用料の減免申請書の不備

「水道及び下水道の各戸引込地下埋設管」は免除とされている。

しかしながら、個人が宅地内に給水管を引き込む際に道路を占用し、その際に提出した減免申請書について、内容の記載漏れがあるケースがあった。

道路占用料は、申請者が減免基準に該当する占用物件について適正な手続きに基づいた減免申請書を提出された場合に限り減免すべきである。

今後は、適正な申請書を提出するように申請者を指導すべきである。

また、提出された減免申請書に不備がないかどうか、担当者以外が検証する体制を構築する必要がある。

(4) 空港使用料

(指摘事項) 空港ビルの設置者に対する土地使用料の減免基準

空港の土地使用料の減免については、財産条例の知事が特別な事情があると認めるときは、減免することができることとされている規定に基づき、「空港の施設及び同用地に係る使用料の減免に関する取扱要領」(以下「取扱要領」という)にて定められている。

県は7空港の設置会社である7民間会社に対して減免を行っており、また空港毎に減免の範囲が異なっている。

取扱要領の減免基準の市町村等が設置する施設を解釈するにあたって、「等」が何を指すかが問題となるが、県では「等」に民間企業も含まれるとしている。

しかし、一般的には「市町村等」という表現から、「等」には、広域連合などの市町村が設置できる団体等、市町村に準じた団体が含まれると解するのが自然であり、市町村とは明らかに性格の異なる民間企業が含まれると解すことは困難である。「市町村等」に民間企業が含まれると解釈すると、「市町村等」は事実上、国以外のほとんどの団体や法人を指すこととなり、敢えて「市町村等」という文言で規定した意味がなくなる。

このように、基準の「市町村等」の定義が不明確であるため、厳正に解釈すれば民間企業は減免対象とならないにも関わらず、減免対象となっているという問題がある。

なお、土木部港湾空港課によれば、減免基準を設けた当時から空港ビル設置者はすべて民間企業であり、「市町村等」に民間企業が含まれるのは明らかであるとしている。

また、減免の対象を「市町村等」として表現自体に問題はあるものの、当該基準は、空港ビルが旅客ターミナルとして空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、公共の用に供されることを踏まえ設けられたものであることから、空港ビル設置者である民間企業を減免対象とすることに問題はないと認識しているとのことであった。

仮に民間企業も減免対象となとしても、空港ビル設置

指摘を受けた申請書類を確認したところ、減免申請書に記入漏れがあるまま受け付けている事例があったため、申請書の記載について申請者を指導し、確実な審査によって、道路占用料減免申請に係る事務を適正に実施するよう指導した。

また、各地域振興局等に対し、適正な申請書を提出するように申請者を指導し、提出された減免申請書に不備がないかどうか、担当者以外が検証する体制の構築に努めるよう改めて文書で通知し、周知・徹底を図った。

減免の対象者及び対象範囲が明らかとなるよう、減免基準を改正した。

また、減免手続に遺漏がないよう、平成28年3月29日付けで各支庁・事務所に通知を発出するとともに、担当者会議においても改めて徹底を図った。

減免の中止を求められた部分については、空港ビル設置者と調整を行い、平成28年度から使用料の徴収を行うこととした。

過去の減免金額については、法律相談も踏まえ検討した結果、

- ① 既に使用関係が終了しており、法的安定性という観点から当時の使用料は確定しているとみるべきこと
- ② 過去の減免を無効又は取消にするべき重大な瑕疵も認められないことから、請求を行わないこととした。

者に対する減免対象が、空港毎に異なっているという問題がある。空港毎に減免の範囲が異なる理由は、基準の「空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、かつ、公共の用に供するもので、営利を目的としないもの」という文言が抽象的で、実務上の判断に役立っておらず、基準の統一的な運用がなされないまま、許可申請者と個別に使用料の交渉が行われたためと考えられる。

すなわち、基準の適用については、「いささかも担当者の主観的恣意に基づいて運用されることがあってはならない。」としながらも、主観的恣意が入らざるを得ない基準であるという問題がある。

なお、同じ施設でも減免の範囲が異なる理由として、申請者が減免申請書に記載しなければ減免されないということも考えられるが、後述のように減免申請書の提出は不十分である。

取扱要領の別表「使用料減免基準」は厳正な解釈が求められる減免基準としては不適切であるため見直すべきである。

見直しにあたっては減免の対象者と対象範囲を明らかとし、担当者の主観的恣意に基づく運用がされないような基準とすべきである。また、本件が財産条例第7条に基づいた使用料であることから、別途定められている「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準」と整合させる必要がある。具体的には、「民間等」「ウ」に該当する減免基準である「1/2超～10/10」を具体化した基準を策定すべきである。

次に、空港の保安検査場、搭乗待合室、有料待合室等の施設については、不特定多数の者が利用するとは認められず、したがって公共部分であるとの解釈は誤りであるから、減免を中止すべきである。

同時に、これらの施設に対して過去になされた減免は不当であるから、減免された金額の空港ビル設置者への請求を検討すべきである。

(4) 空港使用料

(指摘事項) 減免申請書の未提出

空港ビルの土地の使用料について減免を求める場合は、「空港の施設及び同用地に係る使用料の減免に関する取扱要領」に基づき「使用料減免申請書」を併せて提出する必要がある。

使用料の減免は、使用許可が前提であるため、使用許可の更新ごとに「使用料減免申請書」を提出する必要がある。徳之島空港ビル株式会社以外の設置者に対しては、取扱要領上、使用料を減免できないにも関わらず、減免し続けていたという問題がある。

特に、減免申請書の提出が全く確認されていない3社については、手続上に著しい不備があると言わざるを得ない。

使用許可申請書等の提出に併せて減免申請書の提出を求めるべきである。また、現在の使用許可期間に対応する減免申請書が提出されていない設置者に対しては、直ちに減免申請書の提出を求めるべきである。

減免手続に遺漏がないよう、平成28年3月29日付けで各支庁・事務所に通知を発出するとともに、担当者会議においても改めて徹底を図った。

また、平成27年度以降の使用分に対応する減免申請書も提出されたところである。

(5) 河川海岸使用料

(指摘事項) 流水占用料等免除申請書の記載誤り

流水占用料等の額の全部または一部の免除を受けようとする者は、「流水占用料等免除申請書」を提出しなければならないとされている。

占用を引き続き更新するケースでは、更新許可と減免申請を同時に行うことが多いため、「流水占用料等免除申請書」に、許可年月日及び番号を記載する欄があるが、当該占用の許可年月日及び番号でなく、前回申請時の許可年月日と許可番号を記載しているケースが見受けられた。また、許可の内容、流水占用料等の金額、免除を受けようとする金額等、記載がないケースも見受けられた。

また、様式によると、許可書及び命令書等を添付することになっているものの、このような同時申請の場合は、当該許可書及び命令書等は発行されていないため、免除申請書に添付されていない。

占用料の免除は、当然に実施されるものでなく、申請書を検討した上で免除されるべきものであるため、書類の不備等がある申請については免除するべきではない。

条例及び規則に基づき、免除申請書の記載及び添付書類の不備を事前にチェックし、不備のない申請について免除の決定を行うべきである。

(5) 河川海岸使用料

(指摘事項) 流水占用料計算時の取扱いの統一の必要性

流水占用料等は種別・単位ごとに金額が異なっており、計算するには条例等に基づいて計算している。

県の河川の上空に設ける空中ケーブルについては、「鹿児島県流水占用料等徴収条例」第3条第5号の「電線等の上空横架物のために占用等をする場合」に該当するため、流水占用料等は免除されている。

熊毛支庁では、このような空中の光ケーブルは、「電柱」の項を適用して、通常の占用料は1本あたり660円として免除金額の算定を行っている。

一方、南薩地域振興局では、「樋管等の地下埋設物」の項を適用して1mあたり79円として免除金額の算定を行っている。

県では、空中ケーブルのように種別に迷うものについて、通知を出して処理の統一を図っている。

事務処理上、上記の通知が担当者に周知徹底されていなかったために、一部の所管課で誤った計算をする結果になってしまった。

今回については、県の会計に与える影響はないものの、このように所管課によって事務の取扱いが異なるケースが発生すれば占用料の計算を間違え、誤った占用料を徴収する可能性がある。そのようなケースが発生しないよう、誤りやすい占用物件については改めて通知の周知徹底を図る必要がある。

各地域振興局長等に対し、流水占用料等の免除の決定に際して、申請書と当該占用料の根拠である許可書の内容を突合の上、申請書記載事項の確認等を行うなど、適切な処理に努めるよう周知を図った。

空中ケーブルなどの河川上空横架物の占用料については、県流水占用料等徴収条例別表に掲げる「電気、ガス又は水道施設用地」の「樋管等の地下埋設物」の項を適用することとしており、指摘を受け、各地域振興局等に対し改めて通知するとともに、担当者会議等を活用して周知徹底を図った。